

NCIグループ人権方針

当社グループは、キラリと光る技術力により価値を創造し、社会のサステナブルな発展に貢献していくことを目指しており、人権尊重は、欠くことのできない要素であることを理解しています。当社グループは、事業活動に関係する全ての人の人権を理解し、人権尊重の責任を果たすことのできるよう、「NCIグループ人権方針」を定めます。

本方針は、当社グループの全役員・全従業員に適用されます。また、当社グループは、サプライヤーを含む全てのビジネスパートナーに本方針の内容を支持していただけることを期待するとともに、尊重していただけるよう働きかけていきます。

本方針を実現するため、取締役会の監督のもと、リスク管理委員会にて、人権尊重の取組みを進めていきます。

1. 人権尊重

当社グループの事業活動において、社内外の様々なステークホルダーの人権に負の影響を与えることがなきよう、当社グループは、自らが人権侵害をしないことに加え、ビジネスパートナーを含むステークホルダーに対しても、本方針に沿って人権の尊重に取り組むよう働きかけていきます。

当社グループは、国連の「国際人権章典」「ビジネスと人権に関する指導原則」や国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」等の趣旨を理解し、人権を尊重します。

2. 人権デューデリジェンス

当社グループは、人権を尊重するために、特定した人権課題に対し、人権デューデリジェンスを実施します。

また、当社グループが人権侵害を引き起こし、あるいはこれを助長したことが明らかになった場合には、その是正・救済に取り組めます。

3. 事業活動に関わる人権課題

当社グループの事業活動に関連し、以下の人権課題への取組みを推進します。

▶差別

私たちは、性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的身分、性的指向、性自認、身体上のハンディの有無等による差別をいかなることがあっても行いません。

▶ハラスメント

ハラスメントは個人の人権を侵害する行為であり、職場秩序を乱し、業務の円滑な遂行を妨げる許されない行為です。私たちは、あらゆるハラスメントを当社グループ全体の問題と捉え、ハラスメントを認めません。

▶強制労働

私たちは、暴行、脅迫等による労働、離職の自由が制限される労働を行わせません。不当な拘束手段を用いた労働強要、時間外労働の強制等を行いません。

▶**児童労働**

私たちは、その国・地域の法令で定める法定就労年齢に達しない児童を雇用しません。

▶**結社の自由と団体交渉権**

私たちは、結社の自由、労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由を尊重し、労使の対話機会を設けます。

▶**労働安全衛生**

私たちは、いかなる場合も安全を最優先に考えて、日々の業務の中で危機管理を徹底し、誰もが安全かつ健康的に働ける良好な職場環境を構築します。

安全と健康に関する法令、社内規程、手順等を遵守し、負傷・疾病の発生防止に努めます。

▶**労働時間と賃金**

私たちは、その国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守します。私たちは、上限労働時間遵守、適正な休憩及び休日の確保、法令に定められた手当を支払います。また、不当な賃金減額はいたしません。

▶**鉱物の調達**

私たちは、鉱物の調達に関連する人権侵害や環境破壊の課題を考慮して、責任ある鉱物調達に取り組んでいきます。

4. 苦情処理メカニズム

当社グループの事業活動において、人権の侵害あるいはその可能性が疑われる場合の対応として、社内外の利用可能な通報窓口を設置しています。人権が尊重されていないという通報や申し立てを受けた場合は、適切に調査を行い、是正に向けた取組みや働きかけを行います。

5. ステークホルダーとの対話

当社グループは、人権に関する課題について、外部の専門知識を活用の上、関連する社内外のステークホルダーと継続的な対話を行いながら取り組みます。

6. 教育・啓発活動

当社グループは、人権啓発に取り組み、役員・従業員が人権及び人権に関わる諸問題について正しく理解するよう努め、役員及び従業員に必要な教育及び能力開発を行っていきます。

以 上

本方針は、日本カーバイド工業株式会社の取締役会において承認を得ております。

制定日 2024 年 7 月 29 日

改訂日 2025 年 7 月 30 日